

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○建築基準法による一団地の区域……………(同)……………

○家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課)……………

告示(選)

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………

告示(公)

○古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……………

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………

○開発行為に関する工事を完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

告示

東京都告示第七百七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

東京都知事 舩添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区下馬二丁目二百五十九番八 平成二十七年三月三十一日
十八の一部、同番九十九、同番百五十四、同番百七十九、同番百八十四、同番百八十五及び同番百八十二から同番百四十四まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第七百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年四月二十日

東京都知事 舩添 要一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区築地四丁目二十三番、築地五丁目二番二十七及び同番二十九 平成二十七年三月二十六日
二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

東京都告示第七百七十四号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十七年四月二十日

東京都知事 舩添 要一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第七百九十六号 平成二十七年三月十日 調布市国領町一丁目四十番地六モ 牛、豚、めん羊及び山羊 家畜人工授精の業務

ユ国領四一〇

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第四十号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成二十七年四月二十日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成27年3月20日	台東区選挙管理委員会	谷中コミュニティセンター	台東区谷中五丁目6番5号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第159号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、聴聞を行う。

なお、当事者の所在が判明しないため、行政手続法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 当事者の営業所の所在地及び氏名

江東区東砂三丁目20番15号301

MUHAMMAD BASHIR NAQI

2 日時

平成27年5月12日（火曜日） 午前10時開始

3 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京

都公安委員会聴聞会場

4 聴聞に関する事務を所管する組織の名称及び所在地

東京都公安委員会（警視庁生活安全部生活安全総務

課）

千代田区霞が関二丁目1番1号

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパンアンドワールド

三 代表者の氏名

石飛 文子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区坂町十番地 サンウイング四谷一〇二二

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の医療、工業、建築、農業の知識と設備の提供や、資金や人的支援を行う事業を通じて、発展途上国の発展に寄与すると共に、わが国との永続的な協力関係を築くことにより、広く世界的な公共の福祉に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人僕らの一歩が日本を変える</p> <p>三 代表者の氏名 後藤 寛勝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷台町三番五―一〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者を主とした不特定多数の社会参画及び政治参画の促進、将来に社会の担い手となる若者の育成、情報化社会の発展による発信活動に関する事業を行い社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NEW VERY</p> <p>三 代表者の氏名 山本 繁</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目二十四番地四 メゾン南大塚四F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、若者と学校の間にある中退を主とした問題、若者と仕事との間にある雇用に関する問題、若者と若者にあるコミュニケーションの問題、その中心に存在</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安心生活支援センター</p> <p>三 代表者の氏名 大谷 弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東久留米市本町三丁目五番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、時代のニーズと要望を先取りし地域の人々に奉仕の精神に則り総合的な事業構成の下で地域の人々と人間愛の中で安心と安らぎの生活支援事業を推進する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人演劇倶楽部・座</p> <p>三 代表者の氏名 松本 敬通(壊 晴彦)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区新宿五丁目九番十一号 アルメリア新宿</p> <p>一 F</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アグリカルトゥーラ</p> <p>三 代表者の氏名 秋山 晶子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市上恩方町千三番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の関連団体や個人に対して、食と</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安心生活支援センター</p> <p>三 代表者の氏名 大谷 弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東久留米市本町三丁目五番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、それぞれの意識や立場でのギャップの橋渡しをし、少しでも解消していくため、若者を中心としてコミュニケーション形成の場を提供し、社会格差等の解消に寄与することを目的とします。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アグリカルトゥーラ</p> <p>三 代表者の氏名 秋山 晶子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市上恩方町千三番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の関連団体や個人に対して、食と</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アグリカルトゥーラ</p> <p>三 代表者の氏名 秋山 晶子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市上恩方町千三番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の関連団体や個人に対して、食と</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の市民に対して、日本の言葉と声の文化遺産を継承し、次世代へ繋げていく機会を広げるため、詠み芝居等の公演及び朗読会の開催、情報提供及び出版物等の発行等を行うと共に、日本の伝統的な話芸等に関する体験講座(ワークショップ)等の開催、日本の伝統芸能に関する研究及び人材育成を行い、わが国の言語文化の普及と活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年四月二十日 東京都知事 舛 添 要 一</p>

農に関連する交流活動、地域資源循環型の農業技術や均
衡な流通システム作りに関する調査および普及活動に関
する事業を通して、自然と調和がとれた農と、地産地消
を優先した食の分配システムづくりに寄与することを目
的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユー・アー・エンゼル

三 代表者の氏名

諏訪 裕子

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区平塚二丁目三番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児や障害児を持つ保護者、その支
援者を対象に、「保健、医療、または福祉の増進を図る活
動」「子どもの健全育成を図る活動」を行う。

講演セミナーやコンサート活動、支援者集会などを通
し、「障害児の不安や悩みに取り組み、ご両親を励まし、
勇気づける運動」を展開し、障害児の生きがいづくりや
障害児に対する認識を変える啓発活動を行い、社会貢献
に付与するものとする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォースリー

三 代表者の氏名

市川 博章

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目六番十三号 京橋ヨツギビル
三F

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者を含む地域住民に対し
て、無料情報誌の企画、発行とその無料配布、親子で取
り組むスポーツ教室の実施をはじめとした子育ての促進、
教育、健康、福祉に関する事業等を行い、青少年健全育
成、スポーツ振興、福祉環境の充実に寄与することを目
的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本独立作家同盟

三 代表者の氏名

小林 孝典(鷹野 凌)

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区関町北三丁目三番十二号 NSビル二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、インディーズ出版分野で活動する会員相
互の協力により、伝統的手法では出版困難な作品の企画
・編集・制作支援などを通じて品質向上を図り、著者の
育成と知名度向上・作品の頒布を促進し、読者と著者の
コミュニケーションを活性化することで、多種多様な出

版文化の振興に貢献する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本モルドバ友好協会

三 代表者の氏名

沓澤 正明

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市別所二丁目九番地一―三〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とモルドバ共和国との文化と人の交
流を推進し、両国の相互理解を促進すると共に、モルド
バ共和国の人々の教育および生活環境の向上に必要な支
援を行い、両国の友好親善の増大に寄与することを目的
とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十七年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市御幸町百三十一番三の 千代田区大手町一丁目六番
一部 一
三菱地所レジデンス株式会

<p>東久留米市中央町三丁目千四百七十六番、千四百七十七番一から同番三まで、同番八、同番九、同番十二及び千四百七十八番一の一部</p>	<p>東久留米市中央町三丁目十二番四十六号 吉田 七郎</p>	<p>社 代表取締役 小野 真路</p>
<p>東村山市廻田町四丁目二十三番十四、同番十六、同番十九、同番三十一から同番三十三まで、同番三十六及び同番四十四</p>	<p>東村山市廻田町四丁目二十三番地十六 浅見 照男</p>	
<p>府中市白糸台一丁目五十三番二十四、同番二十四地先、同番二十五及び紅葉丘一丁目二十四番十九</p>	<p>武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p>	
<p>調布市西つじヶ丘四丁目十八番七、同番二十四及び同番四十</p>	<p>武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p>	
<p>小平市大沼町二丁目八百八十六番の一部、同番地先、八百八十七番の一部、八百八十八番一、同番三及び同番四</p>	<p>小平市大沼町二丁目十番二号 新井 松幸</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002